

2023年 月

各支援団体・労働組合 御中

JAL 争議の早期全面解決をめざす実行委員会
JAL 不当解雇撤回争議団
JAL 被解雇者労働組合 (JHU)
不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える会
(公印省略)

JAL 不当解雇撤回争議の早期全面解決に向けた 全国統一行動について (要請)

貴団体の日頃のご活躍に対し心より敬意を表します。また、JAL 不当解雇撤回争議に対するご理解、ご支援に深く感謝を申し上げます。

- (1) 日本航空は、昨年、解雇争議の解決策として「業務委託契約」を提案しました。
- ① 6月23日に提案を受けた日本航空乗員組合 (JFU) と日本航空キャビンクルーユニオン (CCU) は、7月29日にこの会社提案を受け入れ、合意書を締結して争議を終結させました。
 - ② ところが、被解雇者労働組合 (JHU) に対しては、2労組から合意の方針が出された後の7月8日に初めて提案が示されました。JAL 不当解雇撤回争議団35名 (うち JHU 組合員は32名) は、業務委託 (月額12万5000円で2年契約) は「雇用によらない働き方」であり、雇用を一方的に奪われた被解雇者にとって、働く権利の回復にはならないことから、納得できる解決内容を求めて争議を継続しています。

こうした経過が示すように、会社は「業務委託契約」を提案する際に、JHU に対しては、社内2労組と対応において差別扱いをしています。これは、組合間差別を禁じた労組法7条3号 (支配介入) に該当する不当労働行為にあたることから、東京都労働委員会に救済を申立てました。この日本航空の争議解決の手法は、2010年11月に解雇の過程で労働組合の争議権投票に支配・介入した「不当労働行為」が、2016年9月に最高裁で憲法28条違反「団結権の侵害」と断罪されたことへの反省が全くないことを示しています。

- (2) JHU は「希望者全員の原職 (乗務職) 復帰」と「損害を補償する解決金」を要求していますが、会社側は交渉で「裁判で解雇の有効性は認められている」「165名だけを特別扱いできない」などの発言を繰り返し、要求に真摯に答えようとしていません。

(3) 日本航空は再建後の2012年7月以降、客室乗務員の新規採用を開始し、これまで6,425名が採用されています。パイロットについても477名が採用されているにもかかわらず、争議団からは一人も乗務職に戻していません。これは再雇用時の優先権を定めたILO166号勧告＝国際労働基準を無視するもので、企業の社会的責任が問われます。こうした対応は、この解雇が「モノ言う労働者の排除」と「労働組合の弱体化」を目的とした不当解雇であることの証と言えます。

(4) 日本航空の解雇事件で重要な事項の一つに、解雇後の2011年7月に日本航空が国土交通省に提出した「安全報告書」により明らかになった事実があります。「安全報告書」は、更生計画上の人員削減目標を735名も超過達成していた内容となっており、165名の解雇の不当性を具体的に証明しています。

現在、東京都労働委員会において、日本航空に対しては団交拒否、誠実交渉義務違反と組合間差別、国土交通省に対しては、団体交渉拒否について調査が行われています。

(5) 165名の解雇争議は「空の安全」や「労働者の権利」を守るだけでなく、「人権問題」でもあります。私たちは、13年にわたる解雇争議の早期全面解決をめざし奮闘しています。そして、6月の株主総会を前に全国での統一行動を展開し、JALと国土交通省に対して争議解決の決断を迫りたいと考えています。大変お忙しいとは存じますが、貴団体のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 取り組み内容

- ① 空港、駅前、繁華街等での宣伝行動
- ② 日本航空への要請行動（市内支店・空港支店所在地）
- ③ 旅行代理店への要請行動
- ④ 各都道府県労働局への要請

2. 実施期間

2023年6月1日から6月11日までの期間

以上

【連絡先】 JAL 被解雇者労働組合 (JHU) 080-4605-3383